

平成 22 年度決算に係る健全化判断比率及び 資金不足比率の公表について

平成 23 年 10 月

愛媛県総務部行財政改革局財政課

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成 19 年 6 月 22 日法律第 94 号)に基づき、平成 22 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を算定しましたので、次のとおり公表します。

() 次表において、算定値が「- %」と表示されているものは、赤字又は不足がないため算定される比率がないという意味です。

1 健全化判断比率

(1) 実質赤字比率

	愛 媛 県	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5 %

【実質赤字比率】

一般会計(福祉、教育、まちづくり等の地方公共団体の中心的な行政サービスを行う会計)と地方公営事業会計以外の特別会計(特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して処理する会計)を合算した「一般会計等」の赤字の程度、財政運営の深刻度を示すものです。

【早期健全化基準】

健全化判断比率のうち 1 つでも上回ると、要注意段階として財政健全化計画を定め、自主的な改善努力による健全化に取り組むことが求められる基準です。

【財政再生基準】

再生判断比率(健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 指標)のうち 1 つでも上回ると、財政再生段階として財政再生計画を定め、国の関与のもとで再生を図っていくことが求められる基準です。

一般会計等の実質収支(形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除したもの)の合計が黒字であることから、実質赤字額がなく算定される比率もありません。

(2) 連結実質赤字比率

	愛媛県	早期健全化基準	財政再生基準
連結実質赤字比率	— %	8.75%	20%

【連結実質赤字比率】

地方公共団体のすべての会計の赤字や黒字を合算したもので、地方公共団体全体の赤字の程度、財政運営の深刻度を示すものです。

一般会計等と地方公営事業会計の実質収支、資金剰余又は不足額の合計が黒字であることから、連結実質赤字額がなく算定される比率もあります。

(3) 実質公債費比率

	愛媛県	早期健全化基準	財政再生基準
実質公債費比率	16.8%	25%	35%

【実質公債費比率】

地方公共団体の長期借入金（地方債）の返済額及びこれに準じるものの大きさを指標化（単年度比率の3か年平均）したもので、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下するなどの資金繰りの危険度を示すものです。

21年度（17.6%）に比べて0.8ポイント減少しており、早期健全化基準を8.2ポイント下回る比率となっています。

(4) 将来負担比率

	愛媛県	早期健全化基準
将来負担比率	183.2%	400%

【将来負担比率】

地方公共団体の一般会計等の長期借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化したもので、将来、財政運営を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

将来負担額の中で大きいものは、一般会計等に係る地方債の現在高、退職手当支給予定額に係る一般会計等負担見込額、公営企業債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額等であり、21年度（198.8%）に比べ15.6ポイント減となっており、早期健全化基準を216.8ポイント下回る比率となっています。

2 資金不足比率

会 計 名	資金不足比率
愛媛県電気事業会計	— %
愛媛県工業用水道事業会計	— %
愛媛県病院事業会計	— %
愛媛県港湾施設整備事業特別会計	— %
経営健全化基準	20 %

【資金不足比率】

公営企業の資金不足額を、公営企業の事業の規模である営業収益の規模と比較して指標化したもので、経営状況の深刻度を示すものです。なお、この指標には、長期借入金等の固定負債等が加味されていないため、算定結果が実際の経営状況を表しているとは限りません。

【経営健全化基準】

上回ると、経営健全化計画を定め、当該計画に基づいた経営の健全化に取り組むことが求められる基準です。

電気事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計及び港湾施設整備事業特別会計のいずれも資金剰余となることから、すべての事業会計で算定される比率はありません。

以上のように、本県においては、いずれの比率も早期健全化基準、財政再生基準及び経営健全化基準を上回っていませんが、このことをもって財政状況が良いとは必ずしも言えません。

本県では、一般会計等は今後も多額の財源不足が見込まれ、また工業用水道事業会計や病院事業会計には多額の固定負債があるなど極めて厳しい状況にあることから、引き続き財政構造改革に最大限取り組んで参ります。